

砺波市庁舎整備の検討に関する報告書

(案)

令和 3 年〇月

砺波市庁舎整備検討委員会

目 次

1 現庁舎の課題	1
2 整備についての基本的な考え方	2
3 機能についての基本的な考え方	3
(1) 災害対策拠点として機能する庁舎	4
(2) 柔軟で機能的・効率的な庁舎	5
(3) やさしく、市民に開かれた庁舎	6
(4) 環境に配慮した庁舎	7
4 位置についての基本的な考え方	8
5 今後の課題について	9
(1) 財源	9
(2) 手法の検討	9
(3) 今後の進め方	10
6 おわりに	10
7 資料	11
(1) 砺波市庁舎整備検討委員会検討経過	11
(2) 砺波市庁舎整備検討委員会委員名簿	12
(3) 砺波市庁舎整備検討委員会設置要綱	13

1 現庁舎の課題

現庁舎の課題として、主に次の3つが挙げられる。

(1) 防災機能の課題

災害時に災害対策拠点となる市庁舎は、一般的な建築物より強固な耐震性能が必要であるが、耐震性能に課題がある。

(2) 庁舎の老朽化に関する課題

本館棟は築後57年を経過し、鉄筋コンクリート造建築物の一般的な耐用年数50年を上回り、今後のライフサイクルコストの増大が見込まれる。

(3) 庁舎の機能低下に関する課題

現庁舎は、主に6棟で構成され、建物が分散しているため、通路等共用部分比率が高く、面積を有効に利用できていない。また、来庁者にとっては分かりにくく、業務の非効率化、管理運営コストの増大等を招いている。



(1) 防災機能の課題

耐震性能不足、災害対策拠点

(2) 庁舎の老朽化に関する課題

経年劣化、維持保全経費の増大

(3) 庁舎の機能低下に関する課題

市民サービスの低下、コストの増大

○本委員会での意見

- ・現庁舎は耐震性に劣るため、対応すべきであり、防災時の司令塔の機能は、とても重要である。
- ・現庁舎は駐車場が狭くて進入路も分かりにくい。また、増築を繰り返し、配置は分かりにくい。
- ・庁舎のあり方は、財政、人口減少、少子高齢化、情報化などから、庁舎の果たす役割も違う。
- ・市民の意見を取り入れ、将来を見据えて、計画してほしい。
- ・建設工事中の、市民サービスの利便性も考慮してほしい。
- ・順次建て替えの計画では、最終的な配置に影響が大きい。

※用語

「ライフサイクルコスト」：建物では、計画・設計・施工から、維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額を「建物のライフサイクルコスト」という。

2 整備についての基本的な考え方

整備については、『新庁舎建設』とする。

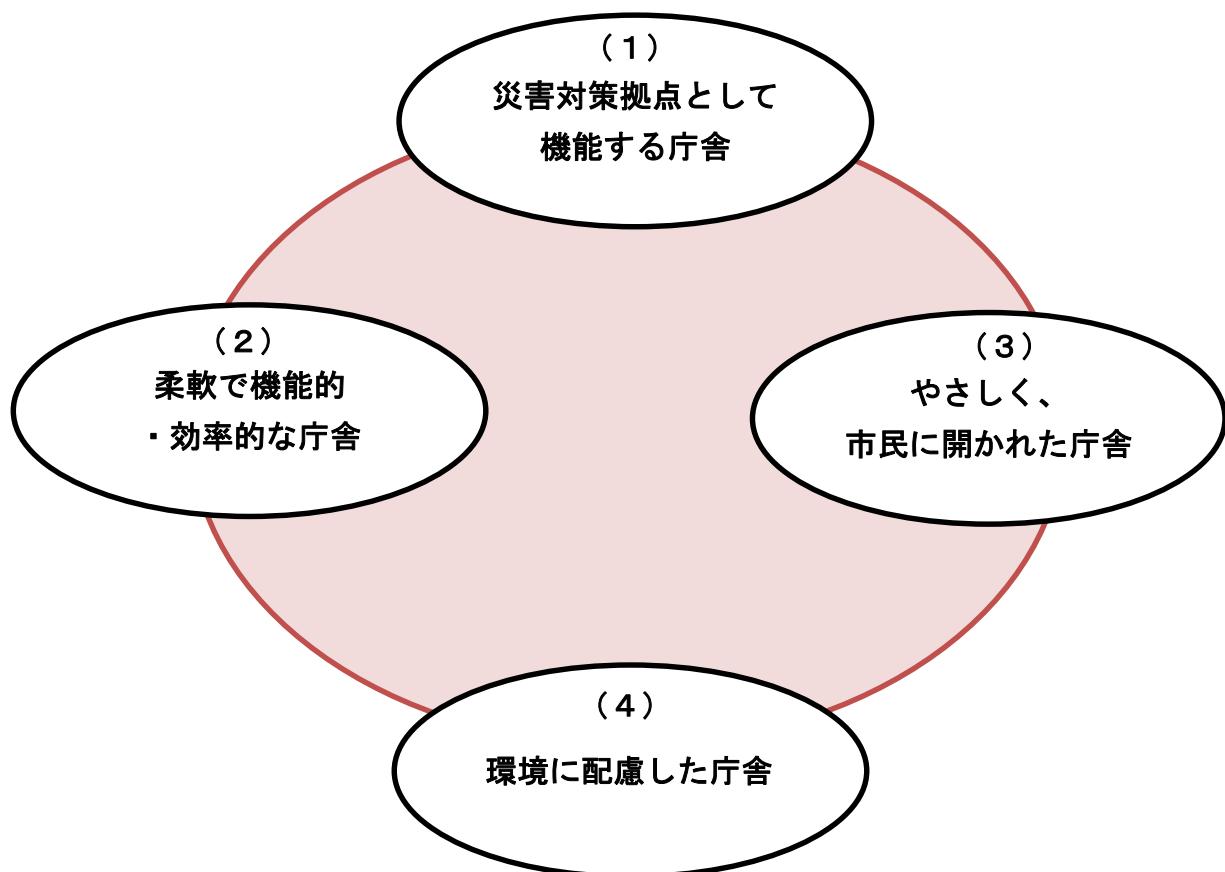
現庁舎の課題を解決するためには、「耐震補強」や「一部建て替え」ではなく、新庁舎の建設が必要であるという結論に至った。

○本委員会での意見

- ・分かりやすい庁舎とするためには、現庁舎の改修よりも、全面建て替えが望ましい。
- ・災害時の対策として、免震構造など耐震性を確保し、水害・停電対策が必要であり、全面建て替えが望ましい。
- ・現庁舎は渡り廊下が多く、来庁者にとって分かりにくく、たらい回しされるように感じる。
- ・砺波市内では、交通手段に車は欠かせないが、現庁舎は分散する庁舎の間に駐車場があり、狭く使いにくい。全面建て替えにより、駐車場を使いやすく整備したほうが良い。
- ・新しい庁舎建設には、経費の面で厳しい状況はあると思うが、改修、改築では対応できないと思う。未来のことを考えると全面建て替えが望ましいと思う。

3 機能についての基本的な考え方

機能に関する意見を、大きく4項目に分類した。



(1) 災害対策拠点として機能する庁舎

庁舎に必要な機能

① 安全性の向上

- ・耐震対策：耐震、免震、制震構造
- ・浸水対策：洪水ハザードマップ予測への対応、1階床の嵩上げ、止水板設置、設備配置検討

② 災害対策機能の整備

- ・災害対策本部の確保
- ・災害復興拠点機能の確保(食料、資材などの備蓄倉庫の設置)

③ バックアップ機能の充実

- ・非常用発電装置
- ・情報管理設備

○本委員会での意見

- ・洪水、地震等の自然災害に対するリスク対策が必要である。
- ・庁舎サービスも必要だが、災害時には司令塔という機能を果たす必要がある。
- ・(黒部市庁舎を視察して)正面玄関に設けられたピロティは、雨天対応や物資の出し入れ、人の流れを作ることなどに有効である。

(2) 柔軟で機能的・効率的な庁舎

庁舎に必要な機能

① DX(質的变化)への将来対応

- ・組織(規模・編成)の変容への対応
- ・設備機能の変容への対応

② スペースの有効活用

- ・議場など

③ 機能的・効率的な職場

- ・働き方改革: 執務環境の改善
- ・効率的: ペーパーレス

④ 情報セキュリティ機能

- ・個人情報保護
- ・庁内セキュリティ

○本委員会での意見

- ・公文書の取扱いがあると思うが、事務空間のペーパーレス化を進めたほうが良い。
- ・現庁舎は渡り廊下が多く、来庁者にとって分かりにくく、たらい回しされるよう感じる。
- ・砺波市の交通手段では車は欠かせないが、駐車場が使いにくく、進入路も分かりにくい。
- ・行政サービスだけでなく、市民のコミュニティスペースがあるとよい。
- ・簡素で効率的な庁舎を期待する。

(3) やさしく、市民に開かれた庁舎

庁舎に必要な機能

① 利用しやすい庁舎

- ・**訪れやすい** : 公共交通機関の確保
　　敷地の入り口が分かりやすく、駐車しやすい
- ・**分かりやすい** : 総合案内、明快な配置と機能、ゾーン分け
　　低層階：市民利用が多い窓口部署
　　中層階：市民利用が少ない部署
　　高層階：市民利用が稀な部署
- ・**ワンストップサービス** : 市民の利便性を重視
- ・**ユニバーサルデザイン** : バリアフリーなど

② 市民のための庁舎

- ・**市民開放スペース** : 誰でも利用しやすい
- ・**市民の情報受発信**

○本委員会での意見

- ・用事があるときだけでなく、困ったときにきて、頼りになる庁舎であってほしい。
- ・市民交流スペースがあったほうよい。
- ・オープンフロアで、入口から目的までスムーズにたどり着けるような工夫をして、高齢者にも分かりやすい庁舎がよい。
- ・黒部市庁舎には、夜まで市民に開放されているスペースがあったが、砺波市でも、そのような市民交流スペースを設けてほしい。
- ・黒部市庁舎の「市民利活用スペース」、このような機能があればよいと思うが、市役所にあるのがベストなのか、別の場所にあるのがベストなのか。今ある他の公共施設も機能を集約させ、複合施設として運営費の省力化や相乗効果が生まれることはないのか。砺波市全体で考える必要があると思う。

(4) 環境に配慮した庁舎

庁舎に必要な機能

① 脱炭素社会への対応

- ・再生可能エネルギー利用

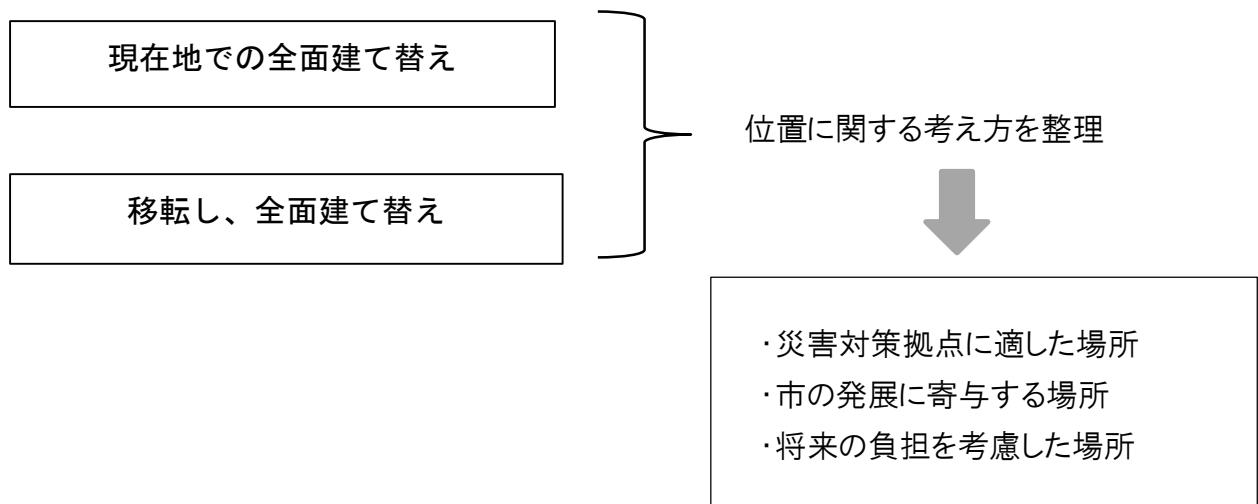
② 持続可能な庁舎

- ・省エネ、省資源
- ・ライフサイクルコスト(LCC)の低減：維持管理などを考慮

○本委員会での意見

- ・近年では、不燃化や構造的に木造の可能性が広がっているので、庁舎は木造としたほうがよい。
- ・自然エネルギー（ソーラーなど）を活用する方法は検討してほしい。

4 位置についての基本的な考え方



○本委員会での意見

- ・洪水ハザードマップから浸水エリアでない別な敷地で新築がよい。
- ・他の公共施設との連携、駐車場の共有ができるような位置がよい。
- ・移転することにより、新たな土地で新しい街づくりができる。
- ・現敷地での建設は、工事期間中の騒音等の問題があるため、別敷地がよい。
- ・現敷地は、国道沿いの交差点付近であるが、アクセスしにくい敷地形状であり、別敷地がよい。

(財源を考慮した意見)

- ・別敷地への移転では、費用が増えるが、工夫や新しい考え方で検討してほしい。
- ・庁舎は資産であり、別敷地の購入等で起債（借金）が増えることは、問題ではない。
(ただし、財政の流動性が失われ、硬直化となり経常収支比率が高まることとなる)
- ・財源を考慮の上、現地建て替え、または、公有地への移転がよい。
- ・次世代への負担を軽減し、令和の市町村合併も視野に入れた対応を希望する。
- ・現地での全部建て替えが良いと思うが、財政面を考えると今はどちらが良いのか分からぬ。
人口減少の中、将来に向けて建設費負担をどう減らしていくべきか検討する必要がある。
- ・少子高齢化と財源の状況を考えると、将来への負担を減らす方法を具体的に考えていくべきである。

5 今後の課題について

(1)財源

砺波市における新庁舎整備の財源は、主に「基金」と「地方債」となる予定である。

預貯金にあたる「庁舎整備基金」は、現時点で約9億円である。このほか新庁舎整備に充当可能な基金として「公共施設等総合管理基金」約2億円、「合併振興基金」約8億円があるが、自主財源を出来るだけ確保するため、今後も継続して基金を積み立てる必要がある。

※「公共施設等総合管理基金」は、他の公共施設等のために使用することもある。

また、地方債(借金)については、住民の世代間の公平性を確保し、市の財政負担を平準化するため、(耐用年数を考慮した)長期の借入を活用することになるが、過大な借金は将来の負担となるため、少子高齢化による人口減少が進むことに伴い、住民一人当たりの負担が増大することに留意し、長期的な視点で適正な借入額を判断する必要がある。

(2)手法の検討

整備手法については、経済性を考えながら、従来の整備手法である仕様発注方式(設計施工分離発注方式)だけでなく、民間のノウハウや技術力を活用する手法も含めて検討する。

(3) 今後の進め方について

本委員会では、市庁舎に求められる「機能」を確保するため、「全面建て替えによる整備」という一定の整理を行うことができた。今後、この「機能」の実現に向けて、財源の確保など将来負担が過大にならないような視点にも留意しつつ、さらに検討を行う必要がある。

特に、庁舎の位置については、「現在地」とするか「移転」とするかで、本委員会のなかでも議論が行われて、意見が大きく分かれている。

「現在地」は、市有地であるので用地取得費は必要ないが、工事中の市民サービスの提供や安全性の確保が課題である、という意見があった。

「移転」では、公有地を活用するか新規に土地を購入するかの選択が、費用だけでなく建設スケジュールにも大きく影響を与えるため、更なる個別の検討が必要であるという意見や、「現在地」は洪水ハザードマップにおける想定浸水深が0.6mということを踏まえ、少しでも浸水など自然災害の影響のない場所へ建設すべきという意見があった。また、「移転」とする場合の「現在地」の活用方法への提言や、「新庁舎による新たなまちづくり」の視点や人口減少・少子高齢化という課題を同じくする近隣市との連携を考慮してはどうか、という意見もあった。

さらに、次世代への負担を憂慮し、建設費の低減化に関して検討してほしいという意見もあり、今後、採用可能な新たな整備手法等についても研究する必要がある。

これらのことから、この議論を進めるためには、新庁舎に必要な機能や市財政などを踏まえた上で、市民と行政が情報を共有し、現在ある公共施設の再編や、新庁舎の整備手法を考慮しながら、さらに時間を掛けて、一緒に考え、丁寧で多様な議論を積み重ねる必要がある。

6 おわりに

新たに建設した庁舎は、個別施設計画に基づき、目標使用年数を60年から75年と設定することになり、砺波市全体を長期的なスパンで捉え、将来を見据えた検討を行うことで、市民の利便性が向上し、市民から愛される庁舎となることを期待する。

7 資料

(1) 砺波市庁舎整備検討委員会 検討経過

回	開催日	会議内容
第1回	令和3年 6月11日（金）	(1)市長挨拶 (2)委員長の選出 (3)委員長職務代理者の指命 (4)本庁舎の現状、本庁舎整備経過について (5)令和2年度までの検討経過報告 (6)今後のスケジュール (7)意見交換
第2回	令和3年 7月7日（水）	射水市庁舎の視察
第3回	令和3年 8月4日（水）	黒部市庁舎の視察
第4回	令和3年 8月23日（月）	(1)前回までの主な意見の確認 (2)「市庁舎整備に関する研究結果報告所」における整備パターン別の概算整備費について (3)公有地リストについて (4)財源について (5)意見交換
第5回	令和3年 11月17日（水）	
第6回		

(2) 研波市庁舎整備検討委員会 委員名簿

(任期：令和3年6月11日～令和4年3月31日)

	氏名	役職等	団体名称等
	朝倉 良子	一般公募	
	五十嵐 正喜	子育て団体	砺波市児童クラブ連合会
	池上 弘芳	男女協働	砺波市男女共同参画推進員連絡会
	井上 五三男	自治団体	砺波市地区自治振興会協議会
	老 健	福祉団体	砺波市社会福祉協議会
	河合 要子	一般公募	
	北村 憲三	商工団体	砺波商工会議所
	五島 有恒	青年団体	となみ青年会議所
	小森 兼重	福祉団体	砺波市民生委員児童委員協議会
	武田 武美	商工団体・地域団体	庄川町商工会
○	竹林 正宏	学識経験者（建築）	元富山県土木部営繕課長
	出村 幸世	観光団体	砺波市観光協会
◎	中村 和之	学識経験者	富山大学副学長 経済学部教授
	原野 悅子	女性団体	砺波市女性団体連絡協議会
	平井 宗壽	高齢者団体	砺波市老人クラブ連合会
	吉田 快	教育団体	砺波市P.T.A連絡協議会

◎：委員長、 ○：職務代理者

(3) 研波市庁舎整備検討委員会設置要綱（令和3年4月1日研波市告示94号）

(設置)

第1条 研波市役所本庁舎(以下「本庁舎」という。)の整備に関する基本的な方針を検討するため、研波市庁舎整備検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長にその結果を報告する。

- (1) 本庁舎の整備に関すること。
- (2) 本庁舎の位置に関すること。
- (3) 本庁舎の機能に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 専門的な知識、経験を有する者 2人以内
- (2) 市内関係団体等から推薦を受けた者 12人以内
- (3) 市民から公募した者 2人以内

3 委員の任期は、1年以内で市長が定めた期間とする。ただし、前条各号に掲げる事項について検討が終了したときは、その日をもって満了する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じて、委員以外の者に対し出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画総務部財政課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。